

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十一年度に係る科学博物館の定期
監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第七十三号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度
に係る科学博物館の定期監査を執行したので、その結果
を次の通り公表する。

昭和三十三年三月二十九日

鳥取県監査委員	松	本	利	治
同	山	本	四	郎
同	小	谷	善	高
同	上	根	政	幸

監 監 簡 所

執 行 年 月 日

科学博物館

昭和三十三年一月十日

科学博物館

昭和三十三年一月十日監員

監 監 委 員

松 本 利 治

同

山 本 四 郎

同

小 谷 善 高

一 当館に、施設の全館使用によつて従来の静的展示か
ら動的展示に移行した視覚教育、更には、研究者に対
し施設の提供による指導、助言等その活動分野が著し
く飛躍してきたことは喜ばしいが殊に当館の事業が展
示に主体性を有するので、展示資料の充実、展示技術
の向上が活動効果に大きな要素となると思われるの
で、陳列ケースの増設による資料の活用並びに展示施
設の更新等により、一層魅力的な行き方を考究すると
ともにこれらに要する運営経費についても特に当局の
配慮が必要である。

二 本年(四月~十二月)の開館日数は二二八日、入館

者延八万七千余人(主として学生、生徒、児童)に達し、これを前年同期に比較すると少々増加している。しかし環境整備が立ち遅れ壁の脱落その他要補修箇所が多いのでこれらの整備が急務である。

三 館外活動と県下各公民館活動との連携は未だ軌道に乗っていないように思われるが、各種展示資料等は各地公民館においてでき得る限り利用せしめこの面の開拓、推進を計画的且つ積極的に県下全域に伸張するよう努力を傾注すべきである。

四 学芸員の処遇について
法に基き当館に有資格の学芸員が置かれているがこれら職員の身分上の待遇は遺憾ながら現行制度上専門職として処置されていないので人事委員会並びに関係当局の再検討を望む。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

発行日 火 金

発 印

鳥取県鳥取市東町取
刷所 鳥取県鳥取市東町取
刷所 鳥取県鳥取市東町取
刷所 鳥取県鳥取市東町取
刷所 鳥取県鳥取市東町取